

後期高齢

後期高齢者医療制度

令和6・7年度保険料率が決定

長寿・保険課医療保険係 ☎ 43-5257
兵庫県後期高齢者医療広域連合 ☎ 078-326-2021

兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直します。「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、次の改正が行われたことにより、保険料は増加することとなります。

- ・後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入
- ・後期高齢者負担率の引き上げ

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和6・7年度	52,791円	11.24%	80万円
令和4・5年度	50,147円	10.28%	66万円

兵庫県の令和6・7年度保険料の計算方法

年間の保険料は被保険者一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。

均等割額	+	所得割額	=	保険料額（年額）
52,791円		(総所得金額等(注) - 43万円) × 所得割率 11.24% (※1)		上限 80万円 (※2)

(注) 総所得金額等とは収入額から次の控除額を引いた金額です。(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費。ただし、所得控除額[社会保険料控除額、扶養控除額等]は含みません)

- ※1 激変緩和措置として、総所得金額等から基礎控除額 43万円を差し引いた金額が 58万円（年金のみの場合、年金収入額が 211万円）以下の場合の所得割率は、10.32%です（令和6年度に限る）
- ※2 激変緩和措置として、昭和 24 年 3 月 31 日までに生まれた方および令和 7 年 3 月 31 日までに障害認定により資格を取得された方の上限額は、73万円です（令和6年度に限る）

所得の低い人の軽減（令和6年度）

世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の令和5年中の総所得金額等が一定の金額以下の人は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が次の基準額以下の世帯	軽減割合（軽減後均等割額：年額）
基礎控除額（43万円） + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)	7割（15,837円）
基礎控除額（43万円） + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)	5割（26,395円）
基礎控除額（43万円） + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)	2割（42,232円）

※ 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大 15万円を控除し、軽減判定します
※ 年金・給与所得とは、同一世帯内の被保険者と世帯主のうち給与所得または公的年金等所得およびその両方がある者をいいます

保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

被扶養者だった人の軽減

- ・制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となつてから2年間は均等割額が5割軽減され、年額 26,395円となります。
- ・なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となりません。
- ・※被扶養者であった人でも、世帯の所得が低い人の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます

税

個人住民税の定額減税について

税務課 ☎ 43-5213

市ホームページ



わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正に伴い、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税について定額減税が実施されることとなりました。

対象者 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する人に限ります

※同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則前年12月31日の現況によります

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます

徴収方法（令和6年度分）

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の人）

- ・令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月でならされます。
- ・定額減税が適用されない場合（令和5年分合計所得金額が1,805万円超の場合や均等割・森林環境税のみ課税）は、従来通り6月分から徴収されます。
- ・定額減税された結果、均等割額のみとなる場合は、7月分に均等割額が全額徴収されます。



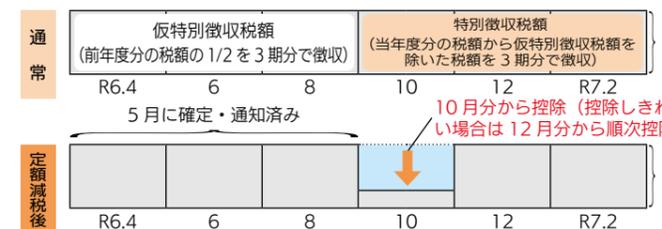
② 普通徴収（事業所得者等の人）

- ・定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の人）

- ・定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- ・減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- ・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- ・減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
- ・所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。



～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～ **従業員募集中!**

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!

お気軽にご相談を... **松井開発運輸株式会社**

TEL.0799-52-1175 南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078

蓮見 (はすみ) 四、五五〇円 税サ込五五〇〇円

昂 (すばる) 六、三六〇円 税サ込七三〇〇円

淡路島海上ホテル **ご法事二段膳**

淡路牛ステーキ、有頭海老、中トロなどで彩る特上二段膳。

心とむ法要の席に選び抜かれた八品を上質な二段膳で。

TEL.0799-52-1175 十個以上は、配達させていただきます。お子様もご相談下さい。